



令和5年度

特許等調査・出願経費助成事業第3回公募のお知らせ

先行技術調査や産業財産権の国内出願・審査
請求に係る経費の **2分の1** を助成します。

(公財)福島県産業振興センターでは、県内の中小企業者等のみなさまが保有する技術・ブランド等の保護を強化し、その知的財産の権利化や知的財産の有効活用による事業展開を支援することで、本県産業の活性化・自律的発展を図るため、「特許等調査・出願経費助成事業」を実施しております。
(※1)

公募期間

令和5年11月13日(月)～令和5年11月30日(木)

必着

■ 助成対象者・事業期間・助成上限額

審査請求関連費用も 対象となります(※4)	助成対象者	事業期間	助成上限額	
	(※1) 特許等調査・出願 経費助成事業(先 行技術調査、国内 出願助成)	福島県内に本社、研 究開発拠点、生産 拠点等が所在する 中小企業者等 (※みなし大企業は 対象外です)	令和5年4月1日～ 令和6年2月29日 ※交付決定以前であっ ても上記期間内の調査、 出願及び経費支払であ れば対象と認められま す。	①調査 (※2) (※3)
			②出願 (※2)	25万円

※1 本事業で助成対象となる「特許等」とは、特許、実用新案、意匠、商標の4つの知的財産権のことをいいます。

※2 本事業の申請は、①のみ、もしくは①②の同時申請の2パターンが原則となります。

ただし、申請前に特許等の出願に向けた先行技術調査を実施済みであり、調査結果報告書等、調査結果の詳細が分かる資料を提出する場合には、②の特許等の出願に係る費用のみの申請も可能です。

また、調査については、簡易な自社調査ではなく、弁理士、特許事務所による調査を推奨しており、調査結果報告書も弁理士、特許事務所による詳細な調査報告書を想定しています。

※3 同一の知的財産権について、同一の内容の調査を複数年度にわたって実施する場合、助成対象となるのは最初の調査費用のみで、次年度以降の調査費用は助成対象となりません。

※4 弁理士へ支払う審査請求軽減申請手数料、早期審査に関する事情説明書提出手数料も対象となります。
なお、出願後の補正に関する費用は助成対象とはなりません。

※詳細については、以下のお問い合わせ先ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

(公財)福島県産業振興センター
技術支援部技術総務課 担当：出雲

TEL 024-959-1929

E-mail f-tech@f-open.or.jp

<https://fukushima-techno.com>

テクノ・コム



〒963-0215

郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ内

LINE公式アカウント @157njtwe